

平成16年8月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 業務委託の名称  
平成16年度不法投棄等不適正処理特別監視業務委託
  - (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 委託期間  
契約締結の日から平成17年3月10日まで
  - (4) 入札方法
    - ア 入札金額は、平成16年度不法投棄等不適正処理特別監視業務委託に要する費用とする。
    - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
    - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
    - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち、営業種目で「設備管理」又は「その他」の項目中、取扱種目が「人的警備」の資格を有する者であること。
  - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
  - (3) 熊本県内に本社、支社又は営業所を有すること。
  - (4) 過去3年間に於いて、本県及び本県出先機関、国及び他の地方公共団体の施設等の人的警備実績を有すること。
  - (5) 車両、赤外線カメラ、携帯電話、無線機及び双眼鏡をそれぞれ8台以上保有し、又は確保できること。
  - (6) 6か月未満の新規雇用が可能なこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出について  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
  - (1) 提出期間  
平成16年8月13日（金曜）から平成16年8月23日（月曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後6時15分までとする。
  - (2) 申請書の配布及び提出先  
4に記載のとおり
  - (3) 提出方法  
4に記載の場所へ持参又は平成16年8月23日（月曜）までに必着するように郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
熊本県環境生活部廃棄物対策課（県庁新館5F）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-383-1111 内線 7367, 7368
- 5 入札手続等
  - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4に記載のとおり
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
    - ア 交付期間  
平成16年8月13日（金曜）から平成16年8月23日（月曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後6時15分までとする。
    - イ 交付場所  
4に記載のとおり
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所
    - ア 日時  
平成16年9月7日（火曜）午後1時30分
    - イ 場所  
郵便番号 862-8570  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁入札室（県庁行政棟本館地下1F）
  - (4) 入札書の提出方法

- 5の(3)のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4の記載場所に入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札  
ケ 2以上の意思表示をした入札  
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約書作成の要否  
要  
なお、契約の締結期限は、落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。  
ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

#### 熊本県公告第662号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年8月13日

熊本県知事 潮谷 義子

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字瀬田字千束平217番1の一部、同218番1、同226番1、同226番3、同227番1、同229番4及び里道の一部  
6,879.99平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
宮崎県西諸県郡野尻町大字紙屋3591番地4

## 株式会社山椒茶屋

## 熊本県公告第663号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年8月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字南下原1397番1、同1398番2及び同1404番1  
1,498.89平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市花園五丁目4番24号  
株式会社三和開発

## 熊本県公告第664号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定に基づき、この旨公告する。

平成16年8月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	涌井	平成10年9月4日	平成11年3月17日	砥用町
区画整理	岩尾野	平成11年7月19日	平成12年3月24日	砥用町

## 熊本県公告第665号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市及び西合志町の住民並びに利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成16年8月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画道路 3・1・1号新南部四方寄線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本市新南部四丁目、同市新南部五丁目、同市新南部六丁目、同市下南部一丁目、同市龍田町陣内一丁目、同市龍田町陣内二丁目、同市龍田町陣内三丁目、同市龍田町陣内四丁目、同市龍田二丁目、同市龍田三丁目、同市龍田四丁目、同市兎谷三丁目、同市榎木一丁目、同市清水町大字兎谷字岩倉、同市清水町大字麻生田字山の下、同市麻生田一丁目、同市麻生田二丁目、同市麻生田三丁目、同市清水新地三丁目、同市清水新地四丁目、同市清水新地五丁目、同市清水新地六丁目、同市鶴羽田町字大道端、字上の原、字羽田屋敷、字迫畑、字東畑、字山際畑、同市四方寄町字石田、字葉山、字柳迫、字東六反割、字迫の上、字外沖の各一部  
菊池郡西合志町大字須屋字池の本、字塔の木、字川添・船入、字下屋敷、字宮の前、字西谷・下屋敷、字西谷の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課、国土交通省熊本河川国道事務所、熊本県熊本土木事務所企画調査課、熊本市都市計画課、熊本県菊池地域振興局企画調査課、西合志町都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成16年8月13日から平成16年8月27日まで

## 熊本県公告第666号

天草郡有明町楠甫土地改良区理事長堀洋一から平成16年7月6日付けで申請の定款変更については、平成16年8月5日付けで認可した。

平成16年8月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子